

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年2月3日

近畿地方整備局

福知山河川国道事務所長 南後 和寛



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本改造工事は、近畿地方整備局福知山河川国道事務所が管理する排水機場遠方監視操作制御設備（以下「当該設備」という。）の「機能・性能」を増設するためのものである。

当該設備は、その果たすべき役割を發揮するため、必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・据付したものであることから、下記の応募要件を満たし、本改造工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、本改造工事の実施を希望するものがいない場合、3. の応募要件を満たすと認められるものがいない場合にあっては、本改造工事に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（総合評価落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 管内遠方監視操作制御設備改造工事
- (2) 工事場所 京都府福知山市字堀小字今岡地先他
- (3) 対象設備 排水機場遠方監視操作制御設備、広域監視 Web サーバシステム他
内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。
- (4) 工事内容 既設の排水機場遠方監視操作制御設備及び広域監視 Web サーバシステムにかかる被監視・制御局（2局）の追加及び操作制御機能の追加及び改造成（その他関連設備も含む）を行う。
なお、詳細は「公示説明書」参照のこと。
- (5) 工期 平成29年12月20日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当し

ない者であること。

- ②近畿地方整備局における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格「機械設備工事」の認定を受けていていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④建設業法に基づく「機械器具設置工事」の許可を受けている本店、支店又は営業所が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかにあること。
- ⑤近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑦公示説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 実績に関する要件

過去に元請けとして、製作及び据付を行い完成し、引渡しが完了した以下の1)または2)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

- 1) 当該設備と同等の排水機場遠方監視操作制御設備の新設工事
- 2) 当該設備と同等の排水機場遠方監視操作制御設備の改造工事（子局増設に伴う親局の改造工事に限る。）

(3) 技術者に関する要件

監理技術者または主任技術者として配置が可能な、上記(2)に掲げる工事の経験を有する技術者を有すること。

(4) 技術力に関する要件

- ①既設と同等設備に関する機器の納入体制を有すること。
- ②遠方監視制御装置の機器の機能確認を行う社内組織体制を有していること。
- ③既設設備改造に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
- ④既設設備改造後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 契約第二係

電話：0773-23-4920（経理課直通） 内線228

FAX：0773-23-0459

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年2月3日（金）から平成29年2月16日（木）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。

交付場所：上記(1)と同じ

交付方法：手渡しとする。なお、説明書交付希望者は上記(1)へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成29年2月3日（金）から平成29年2月17日（金）までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所：上記(1)と同じ。

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)と同じ。
- (3) 詳細は「公示説明書」による。
- (4) 一般競争入札を実施する場合の公告予定時期

平成29年3月中

対象設備一覧表 (排水機場遠方監視操作制御設備・橋門遠方監視制御設備)

NO.	設備名称	規格等	備考
1	遠方監視設備 広域監視Webサーバシステム	橋門の広域監視機能・流域全体監視機能・流域監視機能、トレンドグラフ機能、橋門状態一覧機能、橋門個別監視機能、操作故障履歴機能、故障発生表示機能 排水機場の広域監視機能・始動条件機能、始動停止タイミング機能、運転領域図機能、運転中機器表示機能、吐出量表示機能、トレンドグラフ機能、日報・月報機能、点検記録機能、操作・故障履歴機能、故障診断機能 情報管理機能・台帳、機歴管理、点検支援、図書管理、帳票、システム管理	設置箇所： 福知山河川国道事務所
2	遠方監視操作制御設備 福知山管内 直轄管理橋門遠方監視支援システム	橋門の広域監視機能・流域全体監視機能・流域監視機能、トレンドグラフ機能、橋門状態一覧機能、橋門個別監視機能、操作故障履歴機能、故障発生表示機能、遠隔操作機能、CCTVカメラ操作、子局：18局	設置箇所： 福知山出張所
3	遠方監視設備 直轄管理橋門遠方監視支援電話通報応答システム	橋門状態電話通報機能・応答機能、子局：19局	
4	遠方監視設備 福知山管内 直轄管理橋門遠方監視支援Webサーバシステム	橋門の広域監視機能・流域全体監視機能・流域監視機能、トレンドグラフ機能、橋門状態一覧機能、橋門個別監視機能、操作故障履歴機能、故障発生表示機能	
5	遠方監視操作制御設備 荒河排水機場 遠隔監視制御システム	排水機場の遠方監視機能・遠隔監視、遠隔操作、CCTVカメラ操作	
6	遠方監視設備 法川排水機場 運転支援Webサーバシステム	排水機場の広域監視機能・始動条件機能、始動停止タイミング機能、運転領域図機能、運転中機器表示機能、吐出量表示機能、トレンドグラフ機能、日報・月報機能、点検記録機能、操作・故障履歴機能、故障診断機能	
7	遠方監視設備 法川排水機場 運転支援システム	排水機場の監視機能・始動条件機能、始動停止タイミング機能、運転領域図機能、運転中機器表示機能、吐出量表示機能、トレンドグラフ機能、故障一覧・診断機能、日報・月報機能、水位記録機能、運転・故障来歴機能、管理帳票機能、稼働実績機能	設置箇所：法川排水機場
8	遠方監視設備 荒河排水機場 運転支援システム	排水機場の監視機能・状態監視機能、始動条件機能、操作ガイド機能、操作タイミング機能、ポンプ排水量機能、トレンドグラフ機能、故障一覧・診断機能、日報・月報機能、水位記録機能、運転・故障来歴機能、管理帳票機能、稼働実績機能	設置箇所：荒河排水機場
9	遠方監視操作制御設備 舞鶴管内 直轄管理橋門遠方監視支援システム	橋門の広域監視機能・流域全体監視機能・流域監視機能、トレンドグラフ機能、橋門状態一覧機能、橋門個別監視機能、操作故障履歴機能、故障発生表示機能、遠隔操作機能、CCTVカメラ操作、子局：3局	設置箇所：舞鶴出張所
10	遠方監視設備 舞鶴管内 直轄管理橋門遠方監視支援Webサーバシステム	橋門の広域監視機能・流域全体監視機能・流域監視機能、トレンドグラフ機能、橋門状態一覧機能、橋門個別監視機能、操作故障履歴機能、故障発生表示機能	
	機側操作盤	橋門遠隔制御サーバー、橋門水位観測サーバーへのデータ伝送	設置箇所：各橋門